

**[ 8 ] 障害厚生年金・障害手当金** **身 知 精**

<p><b>概 要</b></p>	<p>厚生年金保険に加入している人が病気やけが等により障害者となったときに支給される年金です。また、障害手当金とは、障害厚生年金を受給できる障害程度ではないが一定の障害が残った場合に、一時金として障害手当金が支給される制度です。</p>
<p><b>対 象 者</b></p>	<p><b>(1)障害厚生年金</b>          厚生年金保険に加入している期間中に初診日のある病気やけがなどにより、初診日から1年6ヶ月を経過した日あるいは1年6ヶ月以内に治った日(ともに障害認定日といいます)に、障害等級表の1級、2級または3級の障害の状態である場合、または障害認定日に障害等級表の1級、2級または3級の障害の状況になかった人が、その後65歳に達するまでの間にその障害が悪化し、障害等級表の1級、2級または3級の障害の状態になり、65歳に達するまでの間に本人が請求した場合(事後重症請求)で障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている人</p> <p><b>(2)障害手当金</b>          厚生年金保険に加入している期間中に初診日のある病気やけがが初診日から5年以内に治った場合で、障害厚生年金を受けられる状況ではないが一定の障害の状態にあり、障害基礎年金と同じ保険料納付要件を満たしている人</p>
<p><b>年 金 額 等</b></p>	<p><b>(1)障害厚生年金(年金額)(平成29年2月1日現在)</b>          障害厚生年金額(年額)は、(1)及び(2)の計算式により得られた額の合計額となります。</p> <p>① 平成15年3月までの厚生年金加入期間に係る年金額          平均標準報酬月額×給付乗率×平成15年3月までの被保険者期間の月数【給付乗率:7.125/1000】</p> <p>② 平成15年4月以降の厚生年金加入期間に係る年金額          平均標準報酬月額×給付乗率×平成15年4月以降の被保険者期間の月数【給付乗率:5.481/1000】</p> <p>※ 1級は、上記で得られた額に1.25を乗じます。          ※ 1級および2級については、配偶者加給年金額、障害基礎年金額、子の加算額を加えた額となります。          ※ 障害基礎年金が支給されない1級または2級及び3級の障害厚生年金については、585,100円が保障されます。</p> <p><b>(2)障害手当金(一時金)(平成29年2月1日現在)</b>          平均標準報酬月額×7.125/1000×平成15年3月までの被保険者期間の月数+平均標準報酬月額×5.481/1000×平成15年4月以降の被保険者期間の月数×2.0(最低保障額1,170,200円)</p> <p>[注意]</p> <p>1 当分の間、経過措置により、計算式中の乗率7.125/1000については、7.5/1000となり、5.481/1000については、5.769/1000となります。</p> <p>2 障害厚生年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。</p> <p>3 被保険者期間の月数が300月に満たないときは、それぞれの被保険者期間に基づいて年金額を計算し、その年金額に、次の計算式で得た数を乗じて、全体を300月分に増額することとします。(300/全被保険者期間)また、障害認定日の属する月後の被保険者期間は、年金額計算の基礎となりません。</p> <p>4 配偶者加給年金については、障害厚生年金の受給権を得た当時、受給権者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者があるとき加算されます。また、配偶者が厚生年金保険や他の公的年金制度等から老齢(退職)年金または障害についての年金を受けられる場合、その支給が停止される場合があります。</p> <p>5 年金額等は、法律等により改定されます。</p>
<p><b>窓 口</b></p>	<p>守口年金事務所          住所:守口市京阪本通2-5-5(守口市役所内 7階)          電話:06-6992-3031、FAX:06-6992-6038</p>